

2025年度③

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入ください。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りください。

商 法③

I 白地手形とはどのようなものか、説明しなさい（150字以内）。(20点)

II 次の問題 [1]・[2]につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

[1] 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、和風飲食店の経営を事業目的とする取締役会設置会社である。乙株式会社（以下「乙社」という。）は、魚介類の加工・販売を事業目的とする取締役会設置会社である。甲社は乙社から仕入れた加工食品を和風飲食店で提供しており、両者は長年取引関係にある。甲社は、乙社の発行済株式総数の60%を保有している。甲社では代表取締役A、取締役B、取締役Cの3名の取締役が選任されており、Aは乙社の代表取締役を兼任しているが、BおよびCは乙社の役員ではない。

丙株式会社（以下「丙社」という。）は、魚介類の取引を業とする会社であり、乙社と取引関係にある。Aは、乙社を代表して、丙社との間で、冷凍紅鮭を買い受けたが、乙社の資金繰りが悪化したため、その売買代金3000万円（以下「本件債務」という。）全額を支払期日に弁済することができなくなった。乙社は、丙社に対し、右代金支払の猶予を申し入れたところ、丙社は、支払の猶予に応じる代わりに、甲社と乙社の代表取締役を兼任しているAに対して、甲社が本件債務について連帯保証することを求めた（以下「本件保証」という）。

甲社では、臨時取締役会（以下「本件取締役会」という。）が開催され、Aは本件保証を提案した。その際にAは、かりに乙社が倒産することになれば、甲社の信用に傷がつくし、乙社の倒産は甲社の損害となる旨を述べて、乙社の経営がどの程度悪化しているかについて説明した。しかし、乙社の業績が回復する見込みがあるかなどの重要事実については開示されないまま、乙社の倒産を避けることが急務だとのAの説明のもと、ABCの取締役全員の賛成により、Aの提案どおり本件保証が承認された（以下「本件取締役会決議」という）。

その後、Aが甲社と乙社を代表して本件債務を連帯保証する契約が締結された（以下「本件保証契約」という）。しかし、乙社の経営はさらに悪化し、事実上倒産したため、甲社は保証債務を履行し、甲社には3000万円の損害が生じた。

以上の事実関係をもとに、Aの甲社に対する会社法上の損害賠償責任の成否について、論じなさい。(40点)

[2] 電気製品小売業を全国展開するP株式会社(以下「P社」という。)は、会社法上の公開会社かつ大会社であるが、種類株式発行会社ではない。Q株式会社(以下「Q社」という。)は、近畿地方でスーパーマーケットの運営を事業目的とする公開会社でない会社であるが、種類株式発行会社ではない。P社は、令和元年6月にQ社に資本参加を行い、以来、Q社の発行済株式1万株のうち7000株を保有し、Q社に取締役を派遣するなどして経営不振に陥っているQ社の経営立直しを図ってきた。しかし、Q社の業績が一向に回復しないことから、P社は、Q社をスーパーマーケット運営会社として再建することを断念し、Q社を消滅会社、P社を存続会社とする吸収合併を行って、Q社の保有する店舗等をP社の店舗として活用することとした(以下「本件合併」という)。

令和6年6月、P社とQ社は吸収合併契約を締結し(以下「本件合併契約」という)、同年10月1日を本件合併の効力発生日とすること、Q社株式1株に対してP社株式4株を割り当てること(以下「本件合併比率」という。)を定めた。もっとも、本件合併比率は、親会社でもあるP社の強い意向のもと、Q社の少数株主には不利であるがP社には有利になるように定められたものであり、本件合併契約締結時におけるP社株式とQ社株式の客観的価値からすると、著しく不当な合併比率であった。

同年7月24日に開催されたQ社の臨時株主総会において、Q社の株主であるXは、本件合併比率は著しく不当であると考え、反対の議決権を行使したものの、P社の賛成により、本件合併契約を承認する決議が成立した(以下「本件株主総会決議」という)。

Xは、本件合併の効力が発生した後、本件合併の効力を否定することができるか否かについて、論じなさい。(40点)